

都道府県迷惑防止条例に関する一考察

大場 史朗

目次

1. はじめに
2. 迷惑防止条例の概要
3. 嫌がらせ行為規定の検討
4. おわりに

1. はじめに

二〇一七（平成二十九）年版犯罪白書によれば、刑法犯の認知件数は、平成十四年には二八五万四〇六一件にまで達したが、十五年に減少に転じて以降、十四年連続で減少しており、二十八年は九九万六二〇件と、戦後初めて一〇〇万件を下回ったとされる。^①このような現状を反映してか、「体感治安」も従来に比べて、「安定化」の傾向がみられる。

たとえば、内閣府の「治安に関する世論調査」(平成二十九年十一月)によれば、「あなたは、現在の日本が、治安がよく、安全で安心して暮らせる国だと思いますか。」という設問に対して、「そう思う」と答えた者の割合が八〇・二%(平成二十四年七月前回調査五九・七%)、「そう思わない」と答えた者の割合が一八・九%(前回三九・四%)となっている。また、「あなたは、ここ十年間で日本の治安はよくなったと思いますか。それとも、悪くなったと思いますか。」という設問に対しては、「よくなったと思う」と答えたものの割合が三五・五%(前回一五・八%)、「悪くなったと思う」と答えたものの割合が六〇・八%(前回八一・一%)となっており、相対的に「よくなったと思う」の割合が増えていく。もつとも、「悪くなったと思う」と答えた者も一定割合おり、とりわけ男性よりも女性の方が「悪くなったと思う」と答えた者の割合が高い(女性は六九・五%、男性は五一・七%)。

しかし、「体感治安」が改善傾向にあるにもかかわらず、近年も、児童虐待、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、振り込め詐欺、サイバー犯罪などの新たな犯罪現象の台頭を背景として、依然として「安全安心なまちづくり」が推進されている。^②『世界一安全な日本』創造戦略(平成二十五年十二月閣議決定)においても、その施策のひとつとして「活力ある社会を支える安全・安心の確保」が掲げられ、新しい犯罪現象等への対策のほか、従来のように公共空間における街頭犯罪や住宅等における侵入犯罪の抑止対策についても、地域住民や事業者等と一体となって引き続き取り組みが必要があるとされている。^③

特に近年では、「安全安心なまちづくり」という政策課題に支えられて、日常生活における迷惑行為の取り締まり強化が、いわゆる迷惑防止条例によって図られていることも特筆されよう。迷惑防止条例は、時代に応じてその規制対象を変遷させてきたが、最近では、客待ち規制、盗撮行為の規制、嫌がらせ行為(「つきまとい行為等」とも表記されるが、本稿では「嫌がらせ行為」という表記で統一する)^④の規制などが各都道府県の迷惑防止条例に盛り込まれ――

他の刑罰法規と同様に——厳罰化の傾向がみられる。

もつとも、この迷惑防止条例には、その制定当初から批判があったことに注意しなければならない。すなわち、「刑法と軽犯罪法との間隙を、地方の条例によって埋めるということは、そのこと自体、国法と地方条例との関係を紊るものである」との問題意識から、①地方条例によって「処罰の不均衡」があること、②既存の刑罰法規を適用して処罰できない場合は殆どないことなどが指摘され、治安法としての迷惑防止条例に警戒感が示されていたからである。⁵⁾現在の迷惑防止条例の内容および運用は——量的・質的に——制定当初とはかなり異なるものの、治安法としての迷惑防止条例という視座は、現在においてもきわめて重要なものと思われる。⁶⁾

折しも、二〇一八（平成三十）年三月二十九日に、東京都議会でいわゆる迷惑防止条例の改正案が可決され、成立した（同年七月一日より施行）。この改正案に盛り込まれた嫌がらせ行為規定については、同規定が政治的治安法として運用されるとの批判が寄せられていた。⁷⁾しかし、ほぼ同じ規定が、東京都のほか、十八道府県にも存在するため、日常行為に近接した行為の規制に対するより原理的な検討が求められているといえる。そして、迷惑防止条例に関する論考が少ないという現状にあつては、本稿のような試みも全く無駄というわけではないだろう。⁸⁾

以下では、迷惑防止条例の概要を簡単に紹介したのち、都道府県の迷惑防止条例における嫌がらせ行為規定に焦点を当てて、同規定に対する批判的考察を行いたい。

なお、各都道府県の迷惑防止条例の正式名称は、「〇〇県迷惑防止条例」や「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」などという名称であるが、以下の記述では便宜上、総称する場合であるか、単独のそれを指すか否かにかかわらず、「迷惑防止条例」と呼称する。⁹⁾

2. 迷惑防止条例の概要

(1) 迷惑防止条例の制定とその改正

いわゆる迷惑防止条例は、一九六二（昭和三十一年）年十月に、「暴力的不良集団」（暴力団）対策を大きな目的として、東京都で制定された「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（昭和三十七年東京都条例第一〇三号）を嚆矢とする。その制定理由の一つには、東京オリンピックが近づく中、普通の人が侮辱されたりせずに街中を自由に歩けるようにしたいとの社会的要請もあつたとされるが、「法的には刑法と軽犯罪法との間隙を埋めるといふ役割りを果すもの」、「単なるオリンピック対策に止まるものではなく、治安の根源をとらえたもの」と説かれて^①いるように、その当初から治安法の性格をもっていた。

その後、同年十二月には、大阪府において「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（昭和三十七年大阪府条例第四四号）が制定され、一九六四（昭和三十九）年十月の東京オリンピックの開催までに三十一都府県で、平成に入ってから十府県で制定され、二〇〇二（平成十四）年十二月までにすべての都道府県において、いわゆる迷惑防止条例が制定された。

当初は「暴力的不良集団」（暴力団）への対策を大きな目的として出発した迷惑防止条例は、社会の変化とともにその重点を変化させ、つきまとい行為等の禁止（東京都では平成十五年改正で追加）、ピンクビラ等配布行為等の禁止（東京都では平成十六年改正で追加）などの規定が追加され、暴力団員等ではない一般の者にも適用されている。とりわけ、平成に入ってから制定された府県の条例は、いずれも、その題名および目的規定に「公衆に著しく迷惑をかけ

る行為」「公衆に不安等を覚えさせる行為」という用語を用いている。⁽¹²⁾

こうして、現在、都道府県迷惑防止条例は市民生活の平穩を害する迷惑行為一般を広く規制するものとして重要な地位を占めている。たとえば、二〇一七（平成二十九）年の警察庁の犯罪統計によれば、特別法犯の検挙件数総数七万二八六〇件のうち、覚せい剤取締法違反（一万四〇六五件）に次いで、迷惑防止条例違反は九〇九三件となっており、軽犯罪法違反（八九七二件）とほぼ同数となっている。⁽¹³⁾

（２）現在の迷惑防止条例の概要

迷惑防止条例の目的は、たとえば、「この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もつて都民生活の平穩を保持することを目的とする」（東京都条例一条）という目的規定に表れているように、住民の「生活の平穩の保持」である。⁽¹⁴⁾

この目的規定を参考に、迷惑防止条例の保護法益については、①社会的法益説と、②社会的法益および個人的法益を保護しているとする混合説が主張されている。

前者の社会的法益説は、前記のような迷惑防止条例の目的規定を根拠に、社会的法益が保護法益であるとし、かりに禁止規定によって個人的法益が保護される場合であっても、それは「社会法益保護を目的とする禁止規定が存在することの反射的效果である」とする（なお、この説によれば、「卑わいな言動」規定の保護法益も、禁止される場所が「公共の場所」または「公共の乗物」に限定されていることを根拠に同罪の保護法益も社会的法益とされる⁽¹⁵⁾）。

他方、後者の混合説は、同様に目的規定を根拠として社会的法益が保護法益であることを認めつつ、嫌がらせ行為等の一部の行為については、公共の場所や公衆の目に触れるような方法で行われるものに限定することなく禁止され

ていることから「一部の規定についてはあわせて個人的法益も保護法益としていると考えるのが妥当」とされる。¹⁶⁾ また、公共の場所等で行われる必要がある——なお、のちにも触れるように、この要件を拡大する改正が近時なされている——「卑わいな言動」規定についても、法益侵害を受けたと観念される特定の個人が存在すること、本罪を社会的法益に対する罪とみると、ただでさえ不明確な文言〔等〕、「その他」、「ような」など〕が用いられている同規定の条文解釈にあたって、処罰範囲が予想不可能なところまで容易に拡大してしまう恐れがあることなどを根拠に、個人的法益侵害の側面を重視して解釈すべきとの見解もある。¹⁷⁾

以下では、現在の迷惑防止条例の全体像を知るために、その内容を整理しておくことにしよう。現在の都道府県迷惑防止条例の規定は、大要、次のとおりである。

① 粗暴行為の禁止

一般に、迷惑防止条例における「粗暴行為の禁止」には、次の三種類が含まれる。(ア)公共の場所等において多数でうろつき、またはたむろして、公衆に対して言いがかりをつけ、すこむ等する行為の禁止(うろつき・たむろによる不安言動の禁止)、(イ)凶器となる器具の不当携帯行為または不当使用の禁止、(ウ)祭礼等の娯楽的催物に際し、ゆえなく、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等することによる混乱を誘発・助長するような行為の禁止(娯楽的催物に係る混乱誘発等行為の禁止)がそれである。

いくつかの都県では、この「粗暴行為の禁止」のところに、「卑わいな行為の禁止」規定を置いているところもみられる(埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、三重県)。

上記(ア)については、暴力団のいわゆる地回り行為が見受けられる状況を踏まえ、暴力団の威力を示す粗暴行為

についても規制している自治体もある。⁽¹⁸⁾

上記(イ)は、「暴徒化する若者や暴走族」が、鉄パイプやバットなどをいわば公然と所持して集まってくる場合の対策として導入されたこととされ、「隠して携帯」した場合には軽犯罪法一条二号参照、個人個人が「共同して害を加える目的」を持たないため、刑法の凶器準備集合罪(二〇八条の二)で捕捉できないものを取り締まることができるとされる。⁽¹⁹⁾

上記(ウ)については、二〇〇二(平成十四)年のサッカーワールドカップ開催や地域で盛んな祭りにかかわる暴徒対策として導入した自治体もみられる。⁽²⁰⁾

② 卑わいな行為の禁止

衣服等の上から、または直接に人の身体に触れること、下着等を見る目的で、写真機等を設置等すること、その他、卑わいな言動をすることを規制するものである(他人の住居や浴場等を「ひそかにのぞく」行為については軽犯罪法一条二三号参照)。

当初は客体を「婦女」に限っていた自治体もあったが、男性に対する同種行為が認められることから「人」または「他人」と記し、性別差をなくしている。

さらに、社会の変化に応じて、ビデオやカメラで盗み撮りすることを禁止する「盗撮」規制や、赤外線カメラなどで衣服や水着を透かして撮影することを禁止する「透視」規制も導入された。⁽²¹⁾近年では、スマートフォンの普及や小型カメラの高性能化に伴う悪質な手口の盗撮に対応するため、「撮影(記録)」が既遂に達しなくとも、カメラを下着等に向けたたり、設置することを禁止する「差し向け」規制や「設置」規制も導入されつつある。

③ たかり行為の禁止

公共の場所等において、公衆に対し、立ちふさがる等の迷惑を覚えさせるような言動を用いて、金品を要求する行為を規制するものである。生命・身体・自由・名誉または財産に対し害を加える旨を告知して財物の交付を求めた場合には、刑法の恐喝未遂が成立する余地があるが、これに至らない要求行為が「たかり行為」にあたる。²³⁾

④ 不当乗車券等売買行為（ダフヤ行為）の禁止

一般に、乗車券等を不特定の者に転売し、または不特定の者に転売する目的を有する者に交付するために、公共の場所または公共の乗物において、乗車券等を買うこと等を規制するものである。

二〇〇二（平成十四）年のサッカーワールドカップ開催に伴い、開催府県においては、規制場所および規制行為の拡大、罰則の強化が行われた。²³⁾

⑤ 行楽地等における危険行為等の禁止

遊泳場等において、モーターボート等のみだりに疾走させる等の行為、スキー等を行う場所において、他のスキーヤーの行動を妨げる行為、登山等を行う場所において進路を誤らせるおそれのある行為、公園等のみだりに自動車等を侵入させ、公衆に危険を及ぼすおそれのある方法で走行させる行為等を規制するものである。²⁴⁾

⑥ 客引行為の禁止

公共の場所において、特定または不特定の者に対し、客引行為等することを規制するものである。多くの条例にお

いては、わいせつな見せ物等の観覧、販売、提供等について客引き（相手方を特定して客となるように誘うこと）、売春類似行為について客引きまたは客待ち（不特定多数の人が覚知できるような方法・手段を用いて意思を表示し、相手方となる者の申込みを待つこと）する行為、人の身体または衣服をとらえるなど執拗に客引きをする行為（キヤッチ行為）を禁止している。近年では、公安委員会が指定する区域内の公共の場所において客引き目的で公衆の目に触れるような方法で客待ちする行為を禁止するタイプも現れている。⁽²⁵⁾

⑦ 迷惑ビラ等の配布等の禁止

一般に、公共の場所において、ピンクビラを配布する行為、公衆電話ボックス等にピンクビラを掲示または配置する行為、みだりに人の住居等にピンクビラを配りまたは差し入れる行為を規制するものである。配布等に加え、配布等目的の所持も禁止するタイプの規定、人に配布させる行為も規制するタイプの規定などもある。⁽²⁶⁾

⑧ 嫌がらせ行為の禁止

特定の者等に対して、不安を覚えさせるような態様のつきまとい行為等を反復して行うことを規制するものである。本規定が置かれるきっかけとなったのは、当時社会問題となっていたストーカー事案であり、その当時「つきまとい」行為を取り締まる法律がなかったため、条例が法律に先行して、ストーカー事案への対応を始めたことによる。ストーカー禁止をうたった条例がはじめてできたのは鹿児島県であり（一九九九年六月議会で可決、同年十月一日に施行）、いわゆる桶川事件が発生する直前であった。鹿児島県に続き、宮崎県、岩手県でも二〇〇〇（平成十二）年四月一日にストーカー規制を盛り込んだ迷惑防止条例が施行された。その後、「ストーカー行為などの規制等に関する法律」（ス

トーカー規制法が同年五月に成立し、十一月に施行された。施行後は、迷惑防止条例の適用対象から、トーカー規制法のトーカー行為が外されることとなったが、多くの都道府県では、トーカー規制法の適用範囲が狭いことを理由に、「つきまとい」行為の原因たる感情を広くとらえて条項を設けた。²⁷⁾

ストーカー規制法の二〇一三(平成二十五)年改正では行為類型に「電子メールの連続送信」が追加され、二〇一六(平成二十八)年改正では、ストーカー行為罪の非親告罪化と罰則の引き上げなどに加えて、行為類型に、(i)住居等の付近をみだりにうろつく行為、(ii)SNSを用いたメッセージ送信等、(iii)性的羞恥心を侵害する行為が追加された。同法の改正に伴って、迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定でも同様の改正が行われつつある。

以上の規定に加え、⑨人の現在する建造物を訪れて、物品の販売等または広告等の勧誘を行う行為を規制する押売行為の禁止、⑩遊技場(まあじゃん屋、ぱちんこ屋等)の営業所またはその付近において、遊技場の業者が遊技客に賞品として交付した物品を転売等するために買い集めることを規制する景品買行為の禁止、⑪公共の場所等において、不特定の者に対し、座席、行列の順位、駐車場所を占める便益を、対価を得て供与し、または供与しようとすることを規制する粗暴な座席占拠行為(シヨバヤ行為)の禁止も全国の迷惑防止条例で規定されているが、⑨～⑪については過去十年間をみても、検挙事例はほとんどない。²⁸⁾

その他、各県に特徴的な規定として、a)駐車場所の不当な供与禁止(埼玉)、b)呼鈴等による嫌がらせ行為の禁止(千葉)、c)深夜における不安を覚えさせる行為又は静穏を害する行為の禁止(神奈川、三重、奈良、和歌山、愛媛)、d)電話等による売買の不当誘引等の禁止(愛知、奈良)、e)便宜供与等の禁止(和歌山)、f)不当な対価等の要求行為の禁止(鳥根)、g)不当な対価等の要求行為の禁止(佐賀)、h)暴走行為の禁止(青森、福島、福岡)がある。

都道府県迷惑防止条例に関する一考察

	平 28	平 27	平 26	平 25	平 24	平 23	平 22	平 21	平 20	平 19	
	9,449	9,357	9,384	8,892	8,893	8,098	7,952	7,652	7,380	7,701	総数
	29	29	28	26	49	33	67	40	51	68	ダフ屋行為
	5,214	5,690	6,512	6,701	6,623	6,139	5,938	5,765	5,663	6,135	粗暴行為
	1,134	1,045	941	826	906	785	808	762	685	604	不当客引行為
	24	18	35	44	43	36	39	15	41	7	たかり行為
	67	62	60	39	48	25	15	16	28	29	行楽地等の 危険行為
(送致件数)	2,981	2,513	1,808	1,256	1,224	1,080	1,085	1,054	912	858	その他

(3) 現在の迷惑防止条例の送致件数
 では最後に、過去十年間(平成十九年から平成二十八年)における迷惑防止条例違反の送致件数をみてみよう。²⁹⁾
 まず、警察庁の統計によれば、「粗暴行為」がもっとも多く、次に「その他」、「不当客引行為」となっており、この三種類の犯罪類型が送致件数のほとんどを占めている(なお、「粗暴行為」および「その他」の内訳は不明)。

次に、参照しえた警視庁（東京都）の統計をみると、「粗暴行為」のうち「卑わいな行為」と「客引行為等」の二つで、送致件数総数のほとんどを占めており、「卑わいな行為」のうち「盗撮」と、「客引行為等」は増加傾向にある。³⁰⁾

平 28	平 27	平 26	平 25	平 24	平 23	平 22	平 21	平 20	平 19	総数
2,416	2,541	2,561	2,493	2,842	2,432	2,405	2,343	2,491	2,510	
16	13	13	11	26	11	26	14	23	26	ダフヤ行為 (2条)
1,824 (619)	1,925 (684)	1,940 (617)	1,994 (633)	2,232 (484)	1,995 (263)	1,957 (201)	2,016 (185)	2,169 (171)	2,238 (193)	粗暴行為 (第5条) 卑わいな行為 (うち盗撮、1項)
—	1	—	—	—	1	—	—	1	5	その他 (2・3・4項)
11	10	8	7	5	4	9	7	1	9	つきまとい行為等 (5条の2)
564	589	599	481	579	421	413	300	280	212	客引行為等 (7条)
1	3	1	—	—	—	—	6	17	20	その他

(送致件数)

これまで紹介してきたように、迷惑防止条例に規定された犯罪類型は多彩なものであるが、実際にはもっぱら特定の犯罪類型しか適用されていない。とくに警視庁の統計にあらわれているように、本稿が検討対象とする嫌がらせ行為の送致件数は、東京都においては年間十件前後となっている。

以下では、これまでの検討を踏まえつつ、迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定の問題点について検討していくことにする。なお、参考までに、最近改正された東京都迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定を掲げておく（下線部は二〇一八年三月の改正部分）。

第五条の二① 何人も、正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、不安を覚えさせるような行為であつて、次の各号のいずれかに掲げるもの（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定するストーカー行為を除く。）を反復して行つてはならない。この場合において、第一号から第三号まで及び第四号（電子メールの送信等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第二条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下この項において「住居等」という。）の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

（一）つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

- (二) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (三) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (四) 連続して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。
- (五) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (六) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (七) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。
- ② 警視総監又は警察署長は、前項の規定に違反する行為により被害を受けた者又はその保護者から、当該違反行為の再発の防止を図るため、援助を受けたい旨の申出があつたときは、東京都公安委員会規則で定めるところにより、当該申出をした者に対し、必要な援助を行うことができる。
- ③ 本条の規定の適用に当たつては、都民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあつてはならない。

3. 嫌がらせ行為規定の検討

(1) 罪刑法定原則の観点

① 規定形式に関して

迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定は、四〇都道府県（規定がない七県は山梨県、長野県、愛知県、鳥取県、山口県、長崎県、沖縄県）にあり、ストーカー規制法の「つきまとい等」規定（二条）とほぼ同様の規定が置かれている（データーは二〇一八年六月末現在のもの。以下同じ）。両者が大きく異なるのは、目的要件や「正当な理由」要件が付されていること（以下単に「目的要件等」という）である。

マスコミ活動、組合活動等が規制の対象とならないようにするため、ストーカー行為罪を構成する「つきまとい等」の構成要件には「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的」（以下「恋愛感情等充足目的」という）が規定され、そのような感情を充足する目的をもたない「つきまとい等」は規制の対象外とされている。³¹

それに対して、四〇都道府県の迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定は、「恋愛感情等充足目的」以外の「つきまとい等」を対象とするものであり、その目的要件等は次のように、大きく四つに分かれる。

第一に、「正当な理由がないのに……」（「正当な理由なく……」も含む）という規定形式であるのは二七道県（北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、兵庫県、奈良県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県）である。

第二に、「正当な理由がないのに、」の目的で…」（その逆も含む）という規定形式の目的要件を置いているのは、四都府県（東京都、高知県、岡山県、大阪府）であり、その文言は次のとおりである（ただし、大阪府には目的要件に「特定の者に対する」という文言がない）。

東京都・高知県	正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的
岡山県	正当な理由がないのに、特定の者に対する恨み、ねたみその他の悪意の感情又は恋愛感情その他の好意の感情を充足する目的
大阪府	妬み、恨みその他の悪意の感情又は性的好奇心を充足する目的による場合、不当に金品その他の財産上の利益を得る目的による場合等、正当な理由がないのに

第三に、「」の目的で…」という規定形式の目的要件を置いているのは六府県（栃木県、滋賀県、京都府、和歌山県、広島県、熊本県）であり、その文言は次のとおりである。

栃木県・和歌山県	特定の者に対する嫌悪、嫉妬その他これらに類する感情を充足する目的
滋賀県・広島県・熊本県	特定の者に対する妬み（ねたみ）、恨みその他の悪意の感情を充足する目的
京都府	特定の者に対する職場、学校、地域生活、商取引、金銭貸借、係争又は調停の關係に起因するねたみ、うらみその他の悪意の感情を充足する目的

第四に、「みだりに…」という規定形式の目的要件を置いているのは、三県（岩手県、福島県、千葉県）である。

このように、迷惑防止条例の嫌がらせ行為の目的規定等は、ストーカー規制法におけるストーカー行為罪の「恋愛

感情等充足目的」よりも全般的に広い目的要件を置いており、「正当な理由」、「その他の悪意の感情」、「性的好奇心を充足する（目的）」、「（ストーカー行為罪の目的以外の）好意の感情」など、それ自体では直ちに明確でない目的内容を含んでいる。なお、警察の逐条解説等によれば「その他の悪意の感情」とは「妬み、恨み以外の他人に害を与えようとする感情」とされるが、依然として不明確と言わざるを得ない。

ここで重要なのは、すでに別稿で検討したように、⁽³³⁾そもそもストーカー規制法のストーカー行為罪のような目的犯規定は、通貨偽造罪などの通常の目的犯とは異なり、目的要件として規定された内容が実現された場合の当該行為または結果（以下、目的実現行為等と呼ぶ）が直接的に法益侵害性を有していない点に特徴があるということである。すなわち、通貨偽造罪の「行使の目的」が実現すれば別途、「通貨に対する社会の信用」等を侵害するため偽造通貨行使罪が成立しうる一方で、ストーカー行為罪の「恋愛感情等充足目的」が実現したとしても、「恋愛感情等を充足」する行為それ自体は——そのすべての行為が法益侵害性を有しないとはいえないもの——法益を侵害する行為もしない行為も想定できるため、それ自体では当罰性が高いとはいえない。⁽³⁴⁾それゆえ、「恋愛感情等を充足」する行為それ自体は法益侵害性から（法益を侵害する行為もしない行為も想定できるという意味で）価値中立的な態様であるといえる。一般に、目的犯における目的の内容は、目的実現行為等で明確化される法益侵害性を先取りしたものであるといえ、目的犯における目的要件は、前段階における客観的行為を絞り込む機能をもつが、ストーカー行為罪の目的要件はその機能を持っているとはいえない。他方、ストーカー行為罪の客観的行為である「つきまとい等」も、日常行為との近接性が指摘されており、⁽³⁵⁾法益を侵害する行為もしない行為も想定できるため、それ自体では当罰性が高いとはいえない。

このように、客観的行為自体の法益侵害性が疑わしい類型を、同じく法益侵害関連性のない目的要件によって限定

を凶るといふ手法は、可罰性の限界が法益侵害性とは無関係のメルクマールによつて左右されることを意味し、前倒し規制を正当化する論理として不十分であるばかりか——悪い内心を抱いているから処罰するという——「心情刑法」への接近というさらなる問題を含みうる。³⁶⁾

この特異な目的犯の構造は、迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定でも基本的と同様である。たとえば、同禁止規定の「ねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的」（以下、単に「悪意の感情等充足目的」という）も、目的実現行為等それ自体は、法益を侵害する行為も侵害しない行為も想定できるため、それ自体では当罰性が高いとはいえない。また、一般に「悪意の感情等充足目的」は、「恋愛感情等充足目的」よりも広範な概念と言え、ストーカー行為罪よりも目的要件が緩和されているといえる。目的犯という性格上当然ながら、目的要件の緩和によつて、客観的行為のしほりこみも弛緩し、「つきまとい行為等」の客観的行為についてもさらに法益侵害性の疑わしい態様が含まれることとなるらう。

次に、この点をさらに明らかにするために、嫌がらせ行為規定の個々の文言解釈をみていくことにする。

② 個々の文言の解釈について

迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定は、すでにみたように、四〇都道府県に置かれているが、都道府県によつて、その行為類型に若干の差異がみられる。

ストーカー規制法の「つきまとい等」規定と同じく、以下の八つの行為類型を置く都道府県は十八道府県（北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、新潟県、富山県、福井県、三重県、大阪府、島根県、岡山県、徳島県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県）である。また、後記（iii）の「面会等を行うことを要求する」規定を除く七つ

の行為類型を規定しているのが、前に条文を掲げた東京都の条例である。

- (i) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。
- (ii) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (iii) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (iv) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (v) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。
- (vi) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (vii) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (viii) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録…に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

その他の府県は、前記(i)の「みだりにうろつくこと」の文言がないことで共通している。そのうち、前記の八

つの行為類型に、「虚偽の事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」という行為類型を加えて、九つの行為類型を置いておけるのは千葉県である。

「みだりにうるつくこと」の文言がないものの、八つの行為類型がある県は十四県（青森県、秋田県、山形県、群馬県、神奈川県、石川県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県）、八つの行為類型があるものの、前記（vii）の「名誉を害する事項を告げる等する」規定が「虚偽の事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」に置き換わっている二県は岩手県と香川県である。

前記（vii）の「名誉を害する事項を告げる等する」規定を除く七つの行為類型を規定しているのが広島県である。

さらに、前記（ii）の「監視していると思わせるような事項を告げる等する」規定および（iii）の「面会等を行うことを要求する」規定を除く六つの行為類型を規定しているのが和歌山県、前記（ii）と（vii）に加え、（viii）の「性的羞恥心を害する事項を告げる等する」規定を除く五つの行為類型を規定しているのが岐阜県である。

奈良県は「電話等による嫌がらせ行為等の禁止」（何人も、正当な理由がないのに、電話その他の電気通信の手段、文書又は図画により、他人に対し、反復して、虚偽の事項、卑わいな事項等を告げ、粗野若しくは乱暴な言語を用いて、又は電話で何も告げず、著しく不安又は迷惑を覚えさせるような行為をしてはならない。一〇条）と、「つきまと行為等の禁止」（何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、反復して、追隨し、待ち伏せし、又は住居、勤務場所、学校、宿泊場所等を訪れ、かつ、言い掛かりをつけ、すぐみ、身体、衣服等を捕らえる等不安、しゅう恥、迷惑又は嫌悪を覚えさせるような方法で、つきまとい、又は面談その他義務のないことを行うよう強要してはならない。一一条）という、いわば不定型の嫌がらせ行為規定を置いてる点に特徴がある。

合計	九類型	八類型	七類型	六類型	五類型	不定型
四十都道府県	一県(千葉)	三十四道府県	二都県(東京、広島)	一県(和歌山)	一県(岐阜)	一県(奈良)

以下では、入手し得た複数の迷惑防止条例の例規または逐条解説等を参照しながら、文言の基本的な解釈について確認していくことにしよう(なお、迷惑防止条例の同じ個々の文言の解釈が各都道府県で異なることは通常考えられないため、一部の都道府県の逐条解説は他の府県でも妥当と思われる。また、実際に入手し得た逐条解説においては文言解釈につき同様の説明がなされている。以下、迷惑防止条例を「本条例」ということがある)。

(一) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつくこと。

「つきまとい」「待ち伏せ」「立ちふさがり」については、場所の限定はないが、「見張り」「うろつき」については、「住居等の付近」において、「押し掛け」については、「住居等」に対して行われる必要がある。³⁸⁾

軽犯罪法(一条二八号)においても「立ちふさがり」が処罰の対象となっているが、ストーカー規制法ないし迷惑防止条例とは、同一の者に対して反復して行われる「立ちふさがり」の行為が処罰対象となっている点で異なっている。

「つきまとい」とは、相手方となる者の移動に伴って移動する行動を指し、相手が進めば自己も進み、相手が停止すれば自己も停止するといった、しつこく追従することをいう。³⁹⁾被害者に気付かれないように追従するような方法でも、つきまとい行為に該当する。「待ち伏せ」とは一定の場所で相手が来るのを待ち構えていることをいう。⁴⁰⁾「進路に立ちふさがり」とは、相手の前方に立って行く手をふさぎ、その行動の自由を阻害することをいう。⁴¹⁾

「付近」とは、相手方が自己が見張られていることを認識することによって不安を覚えることから考えれば、相手方から目視できる程度の距離を意味する。⁽⁴²⁾「見張り」とは、一定時間継続的に動静を見守ることをいう。たとえば、単に住居等の前を通過する際に、少し見るだけでは「見張り」と認定することは困難であるが、短時間に繰り返し住居等を注視しながら周囲する行為は「見張り」に当たる。⁽⁴³⁾「押し掛ける」とは、住居等に招かれてもいないのに、勝手に訪問することをいい、その訪問は住居等の平穏が害されるような態様で行われる訪問であつて社会通念上容認されないものをいう。⁽⁴⁴⁾たとえば、拒絶されているにも関わらず、繰り返し訪れる、深夜に訪れる、ドアを乱暴にたたくなどといったものがこれに当たる。⁽⁴⁵⁾この「押し掛け」時に相手方が在宅しているか否かは問わない。⁽⁴⁶⁾

二〇一八（平成三〇）年の東京都迷惑防止条例改正でも導入された「うろつく」とは、あてもなく移動することをいう。⁽⁴⁷⁾また、「みだりに」とは、「正当な理由なく」という意味よりもやや広く、行為の態様を示す意味も含んでおり、社会的相当性がないような態様によることを意味する。⁽⁴⁸⁾例えば、遠方からわざわざやって来て被害者宅周辺を歩き回る行為や被害者宅の前の道路を自動車や自転車等で行ったり来たりする行為などが該当する。⁽⁴⁹⁾

(ii) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

二〇一八年の東京都迷惑防止条例改正で導入されたものである。「行動を監視していると思わせるような事項」とは、相手方の行動を監視し、または監視等をしている第三者から報告を受けるなどしていなければ知り得ないような事項をいう。「思わせるような事項」であるから、実際に監視等しているかどうかは問わない。たとえば、相手方に対して「〇月〇日は、Aさんと『〇〇〇』で食事をしていましたね」と告げることはもちろん、帰宅した直後に「お帰りなさい」と電話することなども該当する。⁽⁵⁰⁾

「告げる」とは、口頭、文書、電子メール、SNSメッセージ等によって、対象者に対し直接上記事項を伝達することであり、「その知り得る状態に置く」とは、直接相手方に伝達するものではないものの、相手方が日常生活において了知し得る範囲内に到達させることをいう。⁽⁵¹⁾たとえば、相手方に「昨日、レストランで一緒に食事していたのは誰だ。」との電子メールを送信すること、公共の自転車置き場に置かれている相手方の自転車の前かごにメモを置くことなどが該当する。⁽⁵²⁾

(iii) 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。

「義務のないこと」とは、第三者からみて不当であると評価できるものをいう。真に「義務のないこと」と言えるのかどうかについて慎重に検討する必要がある。たとえば、実際に債権を有し、要求することについて行為者が正当な権利を有していると言える場合であっても、当該権利の濫用に当たる場合には、「義務のないこと」を行うことを要求するに該当する。また「会社に来るな」などと不作為を要求する行為の場合であっても該当する。⁽⁵³⁾

「要求」とは必要があるとして求めることをいい、生命、身体、自由、名誉または財産に対して害を加える旨を告知したり、暴行を用いるなどして要求することは、刑法の脅迫罪または強要（未遂）罪に該当することとなるので、それに至らない態様で要求する場合が本号に該当することになる。要求の手段は限定されておらず、口頭又は文書（手紙、張り紙等）による伝達のほか、電子メールの送信等をして行う場合も対象となる。⁽⁵⁴⁾

(iv) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

「著しく粗野な言動」とは、場所柄をわきまえない、相応の礼儀を守らないぶしつけな言動又は動作のうち、社会通

念上、認容し得ない程度のもをいう。他方、「著しく乱暴な言動」とは、荒々しい言語動作をすることであるが、ここでは刑法の暴行、脅迫に当たらない程度のもをいう。たとえば、他人に故意に突き当たる、出入口の戸を激しく開け閉めする、物を投げつける、ことさら大きな物音をたてる等の行為であり、必ずしも人の身体に向けられたものであることを要しない。⁽⁵⁶⁾「言動」については、手紙、電子メール、SNSメッセージの送信等をする場合も対象となる。

なお、「著しく粗野又は乱暴な言動」が行われた時点で相手方がその行為を認識する必要はなく、第三者から伝え聞いたり、ビデオの映像を確認する等により、後でその言動を認識した場合でもこれに当たるとされる。⁽⁵⁶⁾

(v) 連続して電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

「連続して」とは、短時間や短期間に何度もという意味であり、具体的には個々の事案により判断されることとなる。⁽⁵⁷⁾一日に一回電話をかけることを何度も繰り返すような場合には、「連続して」と評価できる場合もあるとされる。⁽⁵⁸⁾また、電話やファクシミリ、電子メール等の内容は、どのようなものでもよく、電話、ファクシミリ又は電子メール等のいずれかのみを連続して送信等を行う場合に限られるのではなく、これらのものの複数連続して送信等を行う場合でも、該当する。⁽⁵⁹⁾

前半の「電話をかけて何も告げず」とは、行為の相手方に電話をかけ、その相手方が電話に出たにもかかわらず、何も言わないことであり、「電話をかけて何も言わないで沈黙を保つ」という行為のほか、「電話をかけて何も言わないで切る」という行為も含む。ただし、一旦は「電話がつながる」という状態が確保されることが必要であるとされる。⁽⁶⁰⁾

「拒まれた」と評価されるには、行為の相手方が電話をかけられることなどを拒絶していることが必要となる。この拒絶には黙示のものも含まれるが、他方で行為者が拒絶を認識していることが必要であるとされる。したがって、相手方が着信拒否設定、SNSのいわゆるブロック設定等をした場合であっても、その旨が通知されない設定であれば、それだけで直ちに「拒まれた」に該当するとはいえない。⁽⁸¹⁾

なお、相手方から行為者に対して直接拒む場合だけでなく、相手方が警察に相談し、警察から行為者に対して相手方が拒んでいることを告げ、行為者がそれを認識するような場合も該当するとされる。⁽⁸²⁾

「電話をかけ」とは通話状態となる必要はなく、着信履歴から判断して連続して電話をかけたことが認められれば、「電話をかけ」に該当する。⁽⁸³⁾ なお、電話の内容はどのようなものでもよい。⁽⁸⁴⁾

二〇一八年の東京都迷惑防止条例改正でも導入された「電子メールの送信等」とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律第二条第二項に規定する「電子メールの送信等」のことをいう。

したがって、「電子メール」とは、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号の電子メールと同様であり、パソコン・携帯電話端末によるEメールのほか、Yahoo!メールやGmailといったウェブメールサービスを利用したものが含まれ、SMS（ショート・メッセージ・サービス）が含まれる。

「その受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信」（同法第二条第二項第一号）とは、具体的には、LINEやFacebook等のSNSメッセージ機能等を利用した電気通信がこれに該当し、「特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができ機能を提供されるものの当該機能を利用する行為」（法第二条第二項第二号）とは、具体的には、相手方が開設しているホームページ等へのコメントの書き込みや、相手方のいわゆるSNSのマイページにコメントを書き込

む行為等が該当するとされる。⁽⁶⁵⁾

また、「電子メールの送信等をする」については、受信拒否設定をしていたり、電子メール等の着信音が鳴らない設定にしたりしているなどのために、個々の電子メール等の着信の時点で、相手方である受信者がそのことを認識し得ない状態であっても、受信履歴等から電子メール等の送信が行われたことを受信者が認識し得るのであれば、「電子メールの送信等をする」に該当するものとされる。⁽⁶⁶⁾

(vi) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

「著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物」とは、ひどく快くないと感じさせ、または不愉快に感じされるような物であるが、社会通念上、客観的にそのように評価できる物であることが必要となる。⁽⁶⁷⁾ いかなるものが該当するかは個別具体的に判断することとなるが、たとえば、生ごみ、廃油、死体を写した写真等も該当すると考えられる。⁽⁶⁸⁾ なお、ここでいう「物」には、文書、図画、電磁的記録その他の記録に係る記録媒体等も含まれるとされる。⁽⁶⁹⁾

(vii) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

二〇一八年の東京都迷惑防止条例改正で導入されたものである。「名誉を害する事項」を告げる等することは、相手方の社会的評価を害し、名誉感情を害する事柄を告げる等すれば足り、事実を摘示することまでは要しない。⁽⁷⁰⁾ 名誉棄損罪（刑法二三〇条一項）、侮辱罪（刑法二三二条）と異なり、公然と行われることを規制の対象としておらず、相手方のみに認識されれば足りる。たとえば、相手方に対して「コケにするなヤリマン」等のメールを送信すること、

相手方がよく閲覧するインターネット上の掲示板に相手方を誹謗中傷する内容を書き込むことなどが本号に該当する。

(viii) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録：に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

二〇一八年の東京都迷惑防止条例改正で導入されたものである。「性的羞恥心を害する」とは、行為の相手方に対して望んでもいないのに性的に恥ずかしいと思う気持ちを起こさせて精神の平穏を害することをいうとされ、「わいせつ」にまで至らないものも含まれるとされる。また、「その性的羞恥心」を害するということであるから、一般的に性的羞恥心を害するものと認められなくても、行為の相手方の性的羞恥心を害するものであれば対象となる。⁽⁴¹⁾ そして、この規定は、わいせつ物頒布罪（刑法一七五条）とは異なり、頒布することや公然と行うことは必要とされていない。⁽⁴²⁾ 「その性的羞恥心を害する電磁的記録に係る記録媒体」とは、具体的には、性的羞恥心を害する画像や動画を記録したCD-R等が該当し、「その性的羞恥心を害する電磁的記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと」とは、相手方の性的羞恥心を害する画像や動画を電子メール等で送信したり、インターネット上に掲載すること等が該当するとされる。⁽⁴³⁾

(ix) 行為の相手方

嫌がらせ行為規定の目的要件等の類型については、すでにみたが、「正当な理由がないのに、その目的で：」および

「の目的で…」という目的要件を置いている都府県条例の規定では、たとえば「特定の者に対するその他悪意の感情を充足する目的で」というように、その「悪意の感情等（充足目的）」の相手方は「特定の者」に限られる（ただし大阪府を除く）。

他方、この類型では前記の（i）～（viii）の具体的行為の相手方は、「当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」とされている。「社会生活において密接な関係を有する者」（以下、密接関係者という）とは、「特定の者」の身上、安全等を配慮する立場にある者であり、その者のために「特定の者」に対する好意の感情が満たされない、又は、その者に対して嫌がらせを行うことによつて「特定の者」を心理的に圧迫し、その意思決定を左右しかねないというような場合が該当するとされ、具体的には、その恋人、友人、職場の上司等が考えられるとされる。⁷⁴

したがつて、たとえば、Aに対する「悪意の感情等充足目的」で、Aに対して具体的行為をした場合はもちろん、密接関係者であるBに対して具体的行為をした場合も、当然、嫌がらせ行為となる。

さらに、「特定の者に対するその他悪意の感情を充足する目的で」などという目的要件が付されていない類型（たとえば、大阪府の規定や、「正当な理由」および「みだりに」という類型）においては、つきまとい等の具体的行為の相手方が単なる（不特定多数ではないという意味での）「特定の者」であれば足りるとされており、解釈上、行為の相手方の範囲は非常に大きくなりうる。⁷⁵

（x）「反復して」の意義

本条例の嫌がらせ行為規定は、「何人も、正当な理由なく、専ら、特定の者に対するねたみ、恨みその他の悪意の感

情を充足する目的で……次の各号のいずれかに掲げるもの……を反復して行つてはならない」としている。ここにいう「反復して」とは、複数回繰り返すことをいい、同一の号に該当する行為を反復することに限らず、各号に規定する行為を二回以上行う場合も含む。なお、反復したか否かについては、ある程度時間的に近接していることが必要となる。⁽²⁶⁾

(xi)「身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所…の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法」の意義

一般に、前記(i)から(iv)及び(v)の「電子メールの送信等」に係る部分については、「身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所…の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法」(以下「不安方法」という)で行うことが要求されている。

「不安方法」とは、客観的に見て、社会通念上、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害されるのではないか、又は行動の自由が著しく害されるのではないかと相手方を心配させると評価できる程度のもの⁽²⁷⁾をいい、被害者が現実⁽²⁸⁾に不安を覚えることは必要でない。

この「不安方法」は、相手方に直接向けられたならば不安を覚えさせる行為であると社会通念上認められるものであれば、相手方が不在時に行われた当該行為も含まれる。

(xii) 刑法総則の適用および常習性

迷惑防止条例には、刑法総則の適用がある旨の明文はないが、「刑法第八条によって当然刑法総則が適用される」⁽²⁸⁾。

したがって、特に故意（刑法三八条）、共犯（同六〇条以下）等の適用があることから、これらについて特別の考慮を払う必要があるとされる。

「常習」とは、ある行為を反復する習癖をいい、常習性の有無の判断の資料に制限はない。したがって、同種犯罪の前科、行為の度数、行為の手段方法、行為者の生活環境等は、常習性認定の重要な資料になるとされる（異なる種類の行為の反復をもって「常習」とすることはできない）。行為の同種性は「各条文に規定する行為の实体に即して判断される」ことになる。また、常習性は一種の身分犯であるから、常習たる身分のない者が常習者に加担した場合には、刑法六五条二項が適用され、通常の刑を科せられる。常習犯には累犯規定の適用がある。⁷⁹⁾

③ 小括

以上、警察が作成した本条例の逐条解説等を参考としながら、本条例の嫌がらせ行為規定の文言の解釈を概観してきたが、全般的に、刑法などよりも緩やかな規定形式および解釈がとられていることを再確認できた。そのような緩やかな形式等は、すでに指摘したように、日常行為との近接性という点で疑義があるが、ストーカー規制法のストーカー行為罪については「恋愛感情等充足目的」に起因する行為という性質上——かろうじてであるが——一定の限定が付されていた。しかし、本条例の目的要件は、ストーカー規制法のそれに比して、広範なものといえるため、濫用の危険性はさらに大きくなるように思われる。

さらに、ストーカー行為罪の保護法益は、ストーカー規制法の目的規定などに鑑み、個人的法益と理解されている⁸⁰⁾が、嫌がらせ行為禁止規定の保護法益は、社会的法益とされている。したがって、ストーカー行為罪と本条例の嫌がらせ行為とが、目的要件を除き、構成要件がほぼ同じであるとしても、個々の具体的な要件の解釈においては、前者

よりも後者が緩やかに解釈される余地がある。それに加えて、「悪意の感情」等の相手方と、具体的行為の相手方が異なる場合には、その処罰範囲はより広くなるように思われる。

ところで、ある行為を「犯罪化」し、その行為に対する処罰を正当化する原理として、侵害原理などのほかに不快原理がある⁸¹⁾。不快原理とは、ある行為が、行為者以外の人を「不快」にするものである場合に、その行為の規制を正当化するものであるが、「不快」は「危害」とは異なり、個人の主観的な心理状態に左右されるところが大きい⁸²⁾ため、概念的に不明確であるとともにその認定にも困難を伴うところがあるとされる。迷惑防止条例が、侵害原理では正当化できない犯罪類型を、この不快原理をもって正当化しようとするものであるとすれば、「不快」の度合いは個人の——とりわけ被害者の——主観的な心理状態に左右される危険があるため、その処罰の正当化については大きな疑問が残る。

以上、迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定は、全般的に不明確な規定であるため、過度に広範な刑罰法規であり、罪刑法定原則からみて疑義がある。

(2) 刑罰論の観点

四〇都道府県に置かれている迷惑防止条例の嫌がらせ行為規定は、その内容に若干の違いがみられるものの、ほぼ同内容の迷惑行為を規定しているが、その法定刑は次のように分かれる。

嫌がらせ行為規制 六都道府県 (北海道、栃木県、埼玉県、東京都、大阪府、島根県)	法定刑 一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
三 四 府 県	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金 (なお、鹿児島県は選択刑として「拘留」も規定) 常習の場合…一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金

「一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金」という法定刑を定めている六都道府県（北海道、栃木県、埼玉県、東京都、大阪府、島根県）は、すべて「うろつき行為」規制を置いているが、他方、同様に「うろつき行為」規制を置いている十三府県の法定刑は「六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金」である。法定刑に二倍の開きがあるが、その法定刑の開きは——前記六都道府県でとくに「うろつき行為」が多いなどの積極的な理由がない限り——正当化困難であるように思われる。東京都でも嫌がらせ行為の検挙（送致）がきわめて少ないということはすでにみたところである。

また、本条例の処罰規定と、軽犯罪法との関係も問題となりうる。すでに触れたように、本条例が規定する犯罪類型は、軽犯罪法等でも処罰しうるため、本条例のような処罰規定を置く必要はないとの批判もある^⑧。もつとも、判例（東京高判昭和五十二年十一月二十八日東高刑時報二八卷一一号一四二頁）は、本条例の「卑わいな言動」規制に関して、「軽犯罪法一条二〇号所定の、一般公衆にけん悪の情を催させる行為と対比すれば…特定の婦女を対象とするものであって、行為の悪性において罪質が右軽犯罪法違反の罪より重い点で、明確に区別される」とする。この判示にあらわれているように、迷惑防止条例と軽犯罪法との法定刑の違いを「罪質の重さ」に求める説明も一見説得的にみえ

る。しかし、この「罪質の重さ」などに代表される近年の厳罰化の論理をいまいちど疑ってみる必要がある。

たとえば、軽犯罪法一条二八号は「他人の進路に立ちふさがつて、若しくはその身边に群がつて立ち退こうとせず、又は不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方では他人につきまとつた者」を拘留または料料に処するという規定を置いているが、「不安方法」で「反復」して「つきまとい等」すると、迷惑防止条例により「一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金」または「六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金」で処罰されることになる。

この点、「つきまとい等」という同じ態様が、迷惑防止条例においてより重く処罰される理由——すなわち「罪質」が重いという理由——としては、「悪意の感情等を充足する目的」を有していたことや、「不安方法」で「反復」して行ったということ以外ないように思われるが、少なくとも「悪意の感情を有していたから処罰する」、「被害者等にとって不安を感じる者だから処罰する」というのは処罰の根拠としてはおよそ正当化できないように思われる。⁸⁴ また

——少なくとも二回——「反復」したということで「罪質」が格段に重くなりうるのかも慎重な検討が必要であろう。

さらに、本条例の処罰規定と、刑法との関係も問題となる。たとえば、すでにみたように、嫌がらせ行為規制のうち、「著しく粗野又は乱暴な言動をすること」は暴行罪（刑法二〇八条）、脅迫（同二二二条）等に至らないものをいうとされ、「その名誉を害する事項を告げる等すること」は名誉棄損罪（同二三〇条一項）、侮辱罪（同二三一条）よりも緩やかな要件であるとされ、「その性的羞恥心を害する事項を告げる等すること」はわいせつ物頒布等罪（刑法一七五条）よりも緩やかな要件であるとされていた。いま一度、それらの犯罪類型の法定刑を比較すると次のとおりである。本条例の犯罪類型の法定刑が、刑法上のそれと重複し、罰金については超えている犯罪類型もある。さらに、本条例の犯罪類型は非親告罪である。

嫌がらせ行為規制（周辺行為・前段階規制） （六都道府県…一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金）	刑法上の犯罪
（iv）著しく粗野又は乱暴な言動をすること	暴行罪（二年以下の懲役若しくは三〇万円以下の罰金又は拘留若しくは科料） 脅迫罪（二年以下の懲役若しくは三〇万円以下の罰金）
（vii）その名誉を害する事項を告げる等すること	名誉棄損罪（三年以下の懲役・禁錮、五〇万円以下の罰金） ※親告罪 侮辱罪（拘留、科料） ※親告罪
（viii）その性的羞恥心を害する事項を告げる等すること	わいせつ物頒布等罪（二年以下の懲役又は二五〇万円以下の罰金若しくは科料又はその両方）
（i）反復してつきまとい等すること	凶悪犯または粗暴犯？

しかし、要件が緩やかな本条例の犯罪類型の法定刑が、刑法犯の法定刑と重複するほど高いという合理的な根拠は見いだせないように思われる。いうまでもなく、「著しく粗野又は乱暴な言動をすること」等の行為が、暴行、脅迫罪等の刑法上の構成要件に該当すれば、刑法によって処罰される。刑法の構成要件も、判例によってゆるやかに解されていることは周知のとおりである（たとえば、暴行罪における「暴行」概念⁸⁶）。したがって、本条例の刑罰法規は、それでもなお処罰できない場合に適用されるが、果たして、前記の高い法定刑をなお正当化できるような法益侵害性がありうるのか疑問がある。

他方、嫌がらせ行為規定の高い法定刑が一般予防の見地から正当化できるといふ見解もありえよう。しかし、かりに一般予防の見地を考慮するとすれば、高い法定刑に見合うように明確な構成要件を明示すべきであろう。とりわけ、「反復してつきまとい等すること」は、凶悪犯または粗暴犯等の予備行為とみることができるが、予備行為の犯罪類型の法定刑が、果たして既遂のそれに匹敵することがありうるのか疑問である⁸⁶。

もつとも、このような法定刑の高さと都道府県ごとの不均衡は迷惑防止条例自体の問題とみることができよう。参

考までに、多くの適用事例がある「卑わいな行為」禁止規定（全国四七都道府県に設置）の法定刑を、わいせつ物頒布等罪および強制わいせつ罪のそれと比較すると次のとおりである。

類型	「卑わいな行為」規定	法定刑
A	二県（栃木県、神奈川県）	一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金 常習の場合…二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
B	一〇都府県	撮影（記録）の場合のみ…一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金 撮影（記録）かつ常習の場合…二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
C	三四道県	六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金 常習の場合…一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
D	一県（鳥取県）	五〇万円以下の罰金又は拘留若しくは科料 常習の場合…六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金

刑法上の犯罪
わいせつ物頒布等罪（二年以下の懲役又は二五〇万円以下の罰金若しくは科料又はその両方）
強制わいせつ罪（六月以上十年以下の懲役）

一般に、「卑わいな行為」規制には、「身体接触」、「透視」、「撮影（記録）」、「差し向け」、「設置」の各規制があるが、類型A、C、Dは各類型を区別することなく一律的に法定刑を定めている。他方、類型Bでは「撮影（記録）」規

制のみを「一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金」として重く処罰し、それ以外の類型は「六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金」として類型によって法定刑に差異を設けている。

まず、多くの都道府県において、強制わいせつ罪の法定刑の下限に合わせ、強制わいせつ行為に至らない「身体接触」規制を「六月以下の懲役又は五〇万円以下の罰金」としているのは一定の合理性がある。もっとも、類型Aのように、「身体接触」規制と強制わいせつ罪の法定刑の重なりを認めているものもある。

「撮影（記録）」規制は、近年、主として一般予防の見地から厳罰化の傾向（一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金）にあるが、同規制をわいせつ物頒布等罪の予備行為とみることができるとすれば、すでに指摘したように、両者の法定刑の重なりを認めている点でその妥当性には疑問が残る。

他方、全部ではないものの「卑わいな行為」規制のうち「差し向け」および「設置」規制を置いている都道府県が多くある。これらの「差し向け」および「設置」行為は、「撮影（記録）」行為の未遂ないし予備とみることができるため、これらの犯罪類型を一律に処罰している類型AおよびCについては疑問が残る（なお、現時点で鳥取県に同規定は存在しない）。

以上、嫌がらせ行為規制や「卑わいな行為」規制にみられるように、近年、迷惑防止条例においては厳罰化傾向がみられるが、その処罰の不均衡や刑法などの他の刑罰法規との不整合がみられる。そのことは、刑法などの犯罪類型と、従来積み上げてきた判例実務との混乱を招き、ひいては本条例の犯罪類型との矛盾を拡大させかねない問題性を秘めている。

(3) 手続法の観点

ここまで、主として実体的観点から、嫌がらせ行為についてみてきたが、手続法の観点からはどのように評価できるであろうか。

まず、すでにみた実体法上の問題点によって、捜査の範囲が飛躍的に拡大することは疑いない。とくに、検挙するかどうかの判断が個々の警察官等に任せられる結果、恣意的な検挙も全く不可能ではない。禁止される嫌がらせ行為が非親告罪であることからこの懸念は強くなる。

裁判時における事実認定にも、問題が存する。第一に、目的要件の認定が問題となる。

ストーカー規制法にいう「恋愛感情等充足目的」の認定については、まず①被害者からどのような被害にあつているかを確認し、②ストーカーが特定されている場合には、被害者と当該ストーカーの人間関係（たとえば、別れた恋人であるとか、交際を申し込まれたことがあるなど）から「恋愛感情等充足目的」を認定し、他方、②ストーカーが特定されていない場合は行為の態様（たとえば、かかってくる電話の内容、送られてくるメールや手紙の内容から認定し、③それでも判断できない場合は直接ストーカー本人からその動機を確認することになるという指摘があり、実際の裁判例をみても、このような判断手法が取られている。⁸⁶⁾

したがって、嫌がらせ行為の「悪意の感情等充足目的」についても、ほぼ同様に、被害者が受けた被害、行為者と被害者との人間関係、行為の態様、行為者の供述等を総合的に評価して認定されることとなる。目的要件の認定、とりわけ「悪意」の認定については、自白が積極的に活用されるとの意見もあるが、自白を活用しなくとも——目的要件がよく争われるストーカー規制法と同様に——間接証拠によって立証可能である。ここでは、行為者が現に抱いていた主観の立証というよりも、行為者の人格や属性などが問題となりうるのである。

第二に、すでにみたように、都道府県迷惑防止条例の中には、「正当な理由」がないことを、嫌がらせ行為の要件としているものもあるが、この「正当な理由」の判断方法にも問題が存する。

たとえば、軽犯罪法の凶器携帯罪における「正当な理由」の判断方法について、最判平成二十一年三月二十六日刑集六三巻三号二六五頁は、「思うに、本号にいう『正当な理由』があるというのは、本号所定の器具を隠匿携帯することとが、職務上又は日常生活上の必要性から、社会通念上、相当と認められる場合をいい、これに該当するか否かは、当該器具の用途や形状・性能、隠匿携帯した者の職業や日常生活との関係、隠匿携帯の日時・場所、態様及び周囲の状況等の客観的要素と、隠匿携帯の動機、目的、認識等の主観的要素とを総合的に勘案して判断すべきものと解される」とした。

しかし、すでに別稿で論じたように、⁽⁹⁾携帯というきわめて中立的な行為を規制対象としつつ、上記のような判断方に依拠することは、思想や人格、あるいは生活習慣などよって、携帯の「正当な理由」の有無が判断されることになりかねない。嫌がらせ行為に即していえば、とくに「つきまとい等」(とくに、うろつく行為)といった価値中立的な行為で問題となりえよう。

第三に、「不安方法」の認定も問題となる。ストーカー規制法における「不安方法」の認定については、通常一般人をして通常「不安を覚えさせ」るか否かではなく、被害者となった者をして通常「不安を覚えさせ」るか否かにより判断しなければならぬとされており、かりに通常一般人が当該行為を受けた場合は不安を覚えられない方法であっても、行為者と被害者の人的関係、行為の具体的態様、同種行為の回数や頻度、更には警察による警告や禁止命令等の先後関係等を総合的に勘案し、被害者となった者にとって通常「不安を覚えさせるような方法」と認められる場合にはこれに該当するとされる。⁽¹⁰⁾そして、実際に、ストーカー規制法の裁判例では、「不安方法」の認定に際して、被害者の主

観が大きな判断要素となっている。⁽⁹²⁾

このような「不安方法」の認定手法の問題点は、嫌がらせ行為についても決して杞憂でないといえよう。

(4) 濫用の防止について

近時改正された東京都迷惑防止条例では、その広範な規制に批判が寄せられたため、「本条の規定の適用に当たっては、都民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようないことがあつてはならない」という留意規定が新設された。

しかし、法の解釈においては、濫用防止規定を設けたからといって、実際に濫用を防止できるはずもないことは自明の理であるし、上記の濫用防止規定の内容も抽象的である。⁽⁹³⁾

また、「市民的安全の擁護」の名の下に制定された迷惑防止条例については、政治的秩序の実力的貫徹を基本的役割とする政治的治安立法に對置して、市民的治安立法という評価もある。⁽⁹⁴⁾したがって、實質的には政治的関心からなされる処罰が、市民刑法的装いを保ちながら「個人的法益の侵害」に引きつけて説明される危険もある。

たとえば、いわゆる立川反戦ビラ事件において、最判平成二〇年四月十一日刑集六二卷五号二二一七頁は、「表現の自由は、民主主義社会において特に重要な権利として尊重されなければならず、被告人らによるその政治的意見を記載したビラの配布は、表現の自由の行使といふことができる。しかしながら、憲法二一条一項も、表現の自由を絶対無制限に保障したのではなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであつて、たとえ思想を外部に発表するための手段であつても、その手段が他人の権利を不当に害するようなものは許されないとすべきである」としたうえで、本件においては「表現そのもの」ではなく、「表現の手段」(ビラの配布という表現のために「人

の看守する邸宅」に管理権者の承諾なく立ち入ったこと」の憲法適合性が問われているとした。

この判示に対しては、「表現規制」(思想処罰)が、他のビラ配りと同様の——それゆえ思想的には中立の——「行為規制」に矮小化されたとの指摘も存する。迷惑防止条例の嫌がらせ行為禁止規定によって、「表現の手段」が「不快な表現行為」として取締りの対象になる危険性はないのであろうか。また、「表現規制」ないし「思想規制」というきわめて政治的な問題が、私人間の「迷惑行為」という形式で——いわばその政治的な色彩を薄められて——規制される危険はないのであろうか。「迷惑行為」の防止という「行為規制」の形式に、「思想規制」が含まれる危険性はいくら強調しても足りないといえよう。

また、かりに、市民的治安法として位置づけられる迷惑防止条例が、政治的治安法として解釈運用されることがあるとすれば⁽⁹⁶⁾、近年の刑事法を取り巻く状況が質的転換を遂げたことを如実に示すことにならう。⁽⁹⁷⁾

4. おわりに

以上、迷惑防止条例の中でもより問題が大きいのと思われる嫌がらせ行為規定に焦点を当てて論じてきた。その結果、嫌がらせ行為規定は、①文言の不明確性に加え、②「悪意の感情等」の相手方と具体的行為の相手方との差異、③社会的法益に関する罪としての緩やかな解釈運用、④法定刑の高さとその正当性、とりわけ刑法および軽犯罪法との関係、⑤捜査範囲の拡大・拡充、⑥人格ないし思想処罰の危険性、⑦被害者の不安感からみた緩やかな解釈および事実認定という観点で、濫用のおそれは払しょくできない。

このような結論に対しては、「限定解釈」で当該刑罰法規の合憲性・適正性が担保されうるとの意見もありえよう。

しかし、「迷惑行為」という——その性質上、日常生活に近接した——曖昧なものを規制する迷惑防止条例それ自体に、解釈を「限定」するような契機はないように思われることに鑑みれば、やはり「限定解釈」で正当化できる範囲を超えているように思われ、その合憲性には疑義がある。⁽⁹⁸⁾

本稿では、専ら迷惑防止条例における嫌がらせ行為規定に焦点を当てて論じてきたが、今後とも、その他の犯罪類型も含めて、いまいちど刑事法の基本原則の観点から迷惑防止条例の諸規定を見直し、その運用解釈を注視していくことが重要といえよう。

	都道府県	最近改正	嫌がらせ行為の禁止
1	北海道	平成29年3月31日	9条の3
2	青森県	平成26年12月15日	7条
3	岩手県	平成26年3月28日	9条
4	宮城県	平成29年10月6日	12条
5	秋田県	平成28年3月8日	5条
6	山形県	平成24年3月21日	9条
7	福島県	平成29年7月11日	7条
8	茨城県	平成29年6月26日	5条
9	栃木県	平成29年12月21日	7条
10	群馬県	平成28年3月29日	9条の3
11	埼玉県	平成29年10月17日	10条
12	千葉県	平成27年12月25日	11条
13	東京都	平成30年3月30日	5条の2
14	神奈川県	平成28年12月27日	11条
15	新潟県	平成29年7月21日	6条
16	富山県	平成29年6月28日	4条
17	石川県	平成27年12月24日	12条
18	福井県	平成29年10月3日	4条
19	山梨県	平成27年12月25日	なし
20	長野県	平成20年3月24日	なし
21	岐阜県	平成29年3月28日	4条
22	静岡県	平成27年12月25日	4条
23	愛知県	平成27年12月22日	なし
24	三重県	平成29年10月17日	9条
25	滋賀県	平成28年10月20日	4条
26	京都府	平成26年3月14日	6条
27	大阪府	平成29年6月14日	10条
28	兵庫県	平成29年3月6日	10条の2
29	奈良県	平成28年5月24日	10条・11条
30	和歌山県	平成29年3月23日	11条

	都道府県	最近改正	嫌がらせ行為の禁止
31	鳥取県	平成27年11月4日	なし
32	島根県	平成29年12月22日	13条
33	岡山県	平成29年7月4日	4条
34	広島県	平成27年12月22日	4条
35	山口県	平成27年10月13日	なし
36	徳島県	平成30年3月20日	13条
37	香川県	平成28年7月12日	11条
38	愛媛県	平成27年12月18日	12条
39	高知県	平成29年3月24日	11条
40	福岡県	平成27年12月25日	8条
41	佐賀県	平成29年12月19日	10条
42	長崎県	平成27年12月22日	なし
43	熊本県	平成30年3月23日	6条
44	大分県	平成30年3月30日	10条
45	宮崎県	平成28年12月14日	5条
46	鹿児島県	平成29年3月24日	4条
47	沖縄県	平成28年12月28日	なし

(都道府県の並びは、総務省の都道府県コードによる)

- (1) 法務省法務総合研究所『平成二十九年版犯罪白書』参照。
- (2) その先駆けとなったものとして、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成十七年六月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定)など参照。
- (3) 『世界一安全な日本』創造戦略」(平成二十五年十二月閣議決定) 七頁参照。
- (4) 都道府県の迷惑防止条例では、同規定を「嫌がらせ行為の禁止」と表記するものと、「つきまとい行為等の禁止」ないし「つきまとい等の禁止」と表記するものに大きく分かれる(奈良県は両者を併存させている。一〇条および一一条。前者の表記が相対的に多いことに加え、難波正樹「都道府県の迷惑防止条例について」警察学論集六三巻二号(二〇一〇年)六十頁も「嫌がらせ行為の禁止」と表記しているため、さしあたり本稿もそれに従う。
- (5) 佐伯千仞「迷惑防止条例」立命館法学五十三号(一九六四年)九頁以下。
- (6) 中山研一は、とくに一九五五(昭和三十)年以降、酔っ払い防止法、迷惑防止条例などの中に、治安的観点からのきめこまかい配慮によって警察権を市民の日常生活の末端まで浸透させようとする傾向があらわれているとして、これを「機能的治安法」と呼ぶ(同『現代社会と治安法』(一九七〇年)一四五頁)。これに対して、内田博文はこれらの刑罰法規の役割は「市民的秩序の『実力的』貫徹にあると考えられる」として、政治的秩序の「実力的」貫徹を基本的役割とする「政治的」治安立法と対置させる意味において、これらを「市民的」治安立法と呼ぶ。内田博文「戦後のわが国における近代刑法史研究(四)」神戸学院法学十巻三号(一九七九年)七頁註(2)参照。
- (7) たとえば、自由法曹団東京支部「東京都迷惑防止条例改正に反対する意見書」(二〇一八年三月)など参照。
- (8) 迷惑防止条例に関する先行研究(判例評釈等は除く)として、佐伯・前掲註(5) 一頁以下、難波・前掲註(4) 四十六頁以下、安富潔「特別刑法の諸問題・第四回迷惑防止条例」捜査研究六一〇号(二〇〇二年)五十四頁以下、合田悦三「いわゆる迷惑防止条例について」小林充・佐藤文哉古稀祝賀刑事裁判論集上巻(二〇〇六年)五一〇頁以下など。
- (9) 各都道府県の迷惑防止条例の条文については、全国知事会HPの「都道府県例規集」[http://www.ngs.gr.jp/pref_info/ruletop.html]から、各都道府県の例規集にアクセスして入手した。もともと、最新の改正が反映されていないものもあるため、適宜、警察本部等のHPの情報も参考にした。

- (10) 平野龍一ほか「座談会・ぐれん隊防止条例―公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」ジュリ二六一号十頁参照。迷惑防止条例一般の制定経緯については、難波・前掲註(4) 四十七頁以下、合田・前掲註(8) 五一頁以下、佐伯・前掲註(5) など参照。
- (11) 榎野敏雄・原田達夫「いわゆる『ぐれん隊防止条例』施行一年をかえりみて」警研三十五巻一巻(一九六四年)一〇一頁。難波・前掲註(4) 四十九頁参照。
- (12) 「警察庁刑事局捜査支援分析管理官「犯罪統計資料平成二十九年一〜十二月分【確定値】」の「第十一表 特別法犯 主要法令別 検挙件数・人員対前年比較」参照 [http://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/statistics.html]。もともと、このような傾向は、迷惑防止条例(当時は「ぐれん隊防止条例」)が施行された制定直後からであり、東京都では一九六三(昭和三十八)年一月から十月までの間に軽犯罪法とほぼ同数の人員が検挙され、その他の府県では軽犯罪法違反の二倍ないし三倍の検挙をみているところさえみられたとされる。榎野・原田・前掲註(11) 一〇三頁。
- (14) 迷惑防止条例の目的規定の内容を俯瞰するものとして、合田・前掲註(8) 五三〇頁以下参照(ただし二〇〇六年の執筆当時のもの)。
- (15) 合田・前掲註(8) 五一七頁以下、五一九頁。
- (16) 難波・前掲註(4) 五十二頁。
- (17) 杉本一敏「いわゆる迷惑防止条例における『卑わいな言動』の罪」刑事法ジャーナル十五号(二〇〇九年)一三六頁以下(最決平成二十年十一月十日公判判例集未登載の判例評釈)。
- (18) 金井貴義「いわゆる『迷惑防止条例』等改正の概要と施行状況について」捜査研究六五一号(二〇〇五年) 十八頁。
- (19) 葉上太郎「時代を映す『迷惑防止条例』」法令解説資料総覧二三三五号(二〇〇一年) 一〇六頁。
- (20) 葉上・前掲註(19) 一〇五頁以下。
- (21) 葉上・前掲註(19) 一〇五頁。
- (22) 難波・前掲註(4) 五十五頁。
- (23) 難波・前掲註(4) 五十四頁。

- (24) 難波・前掲註(4) 六十一頁
- (25) 難波・前掲註(4) 五十六頁以下、金井・前掲註(18) 十九頁以下。
- (26) 難波・前掲註(4) 五十七頁以下、金井・前掲註(18) 二十二頁以下。
- (27) 葉上・前掲註(19) 一〇二頁以下。
- (28) 警察庁・後掲註(29) 参照。
- (29) 警察庁「平成二十年の犯罪」、「平成二十四年の犯罪」、「平成二十八年の犯罪」の「六十四 年次別 迷惑防止条例違反の行為別 送致件数及び送致人員」を集計。
- (30) 警察庁「監視庁の統計」(平成十九年・平成二十八年)の「第六十七表 迷惑防止条例違反の送致状況」(平成十九年のみ「第六十六表」を集計)。
- (31) このような目的規定による限定がなされた理由としては、当時の各都道府県警察が受理したつきまとい行為に係る相談事案のうち、動機が判明している事案六六九件中、交際希望又は性的な関心を理由とするものが五九〇件(八八・二%)であり、実態として恋愛感情等に基因するものがほとんどであったこと、そして、国民に対する規制の範囲を最小限にし、マスクミ活動・組合活動等が規制の対象とならないようにするためであるとされる。檜垣重臣「ストーカー規制法解説」(改訂版)〔立花書房、二〇〇六年〕 十三頁。
- (32) 監視庁解説・後掲註(37) 四頁、大阪府警例規・後掲註(37) 十一頁、岡山県警解説・後掲註(37) 三十一頁など。
- (33) 櫻庭総・大場史朗「法益関連性なき目的犯―価値中立的目的犯とその実体法、手続法上の問題点―」山口経済学雑誌 六十六巻六号(二〇一八年) 一〇九頁以下。
- (34) 櫻庭・大場・前掲註(33) 一二七頁以下。
- (35) たとえば、金澤真理「刑法の基本理念から見たストーカー規制」法と民主主義四八三号(二〇一三年) 五十一頁以下は「ストーカーとして規制対象となる行為は、……刑法規定中の人身に対する犯罪に至らない軽微な行為が含まれる。……例えば、当初問題なくメールの交換がなされていても、関係が険悪になり、直進拒否の状態になったとたん、問を置かないメール発信が「複数」回続けば、即ストーカー行為として処罰の対象となり得ることが、一般国民に理解されている

か……疑問である。日常的でありふれた行為のひとつと、処罰され得る犯罪行為とがあまりに接近しているのである」とする。

(36) 櫻庭・大場・前掲註(33) 一三三頁以下。

- (37) 情報開示請求等によって入手し得た警視庁生活安全総務課ストーカー対策室「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例一部改正の解説 第五条の二 つきまとい行為等(平成三十年七月一日施行)」「平成三十年五月二十三日)」、「大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の解釈及び運用について」の全部改正について(平成十七年十一月二十五日例規(生総・保・刑総・捜四)第一一一号、最近改正/平成二十九年六月三十日例規(生総)第七十号)、岡山県警察本部生活安全課「岡山県迷惑行為防止条例解説(平成二十九年八月)」、福島県警察本部「福島県迷惑行為等防止条例の解説(平成二十九年改訂版)」「平成二十九年七月)、千葉県警察生活安全部「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例解説」、北海道警察本部子供・女性安全対策課/警察本部保安課「『北海道迷惑行為防止条例』逐条解説(平成二十九年五月一日施行改正版)」「(道本安対第二二九号・道本保第二二七二号・平成二十九年四月十八日)、熊本県警察本部生活環境課「熊本県迷惑行為等防止条例解説(平成三十年七月)、栃木県警察本部生活安全課企画課「栃木県公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例逐条解説(平成三十年三月)、宮城県警察本部生活環境課「改正迷惑行為防止条例の解説(平成二十七年四月)、宮城県警察本部生活安全部県民安全対策課「迷惑行為防止条例逐条解説(平成二十九年十二月一日施行改正版)」「(平成二十九年十一月二十九日)参照。なお、ストーカー規制法の条文解釈に関するものとして、警察庁「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について(通達)」(平成二十九年五月二十六日付け警察庁丙生企第六十三号、警察庁生活安全局長から各都道府県警察の長宛て)がある。
- (38) 前掲註(37) 警視庁解説八頁、大阪府警例規十一頁など。また、檜垣・前掲註(31) 十四頁も参照。
- (39) 前掲註(37) 警視庁解説五頁、岡山県警解説三十三頁など。
- (40) 前掲註(37) 警視庁解説六頁、岡山県警解説三十三頁など。
- (41) 前掲註(37) 警視庁解説六頁、岡山県警解説三十三頁など。

- (42) 前掲註(37) 警視庁解説七頁、岡山県警解説三十三頁など。
- (43) 前掲註(37) 警視庁解説六頁、岡山県警解説三十三頁など。
- (44) 前掲註(37) 警視庁解説六頁、岡山県警解説三十三頁など。
- (45) 前掲註(37) 警視庁解説六頁、岡山県警解説三十三頁など。
- (46) 前掲註(37) 警視庁解説六頁、大阪府警規十二頁など。また、警察庁・前掲註(37) 二頁も参照。
- (47) 前掲註(37) 警視庁解説七頁、大阪府警規十二頁など。
- (48) 前掲註(37) 警視庁解説七頁、岡山県警解説三十三頁など。
- (49) 前掲註(37) 警視庁解説七頁、岡山県警解説三十三頁など。
- (50) 前掲註(37) 警視庁解説八頁、岡山県警解説・前掲註(37) 三十三頁など。
- (51) 前掲註(37) 警視庁解説八頁、大阪府警規十二頁など。また、警察庁・前掲註(37) 二頁、檜垣・前掲註(31) 十五・十六頁も参照。
- (52) 前掲註(37) 警視庁解説八頁、岡山県警解説三十三頁など。なお、檜垣・前掲註(31) 十六頁によれば、相手方がよくアクセスしているインターネット上の電子掲示板に当該事項の書き込みを行うことなどが該当するとされる。
- (53) 前掲註(37) 岡山県警解説三十四頁など。
- (54) 前掲註(37) 大阪府警規十二頁、岡山県警解説三十四頁など。
- (55) 前掲註(37) 警視庁解説九頁、大阪府警規八頁など。また、警察庁・前掲註(37) 三頁、檜垣・前掲註(31) 十七頁も参照。
- (56) 前掲註(37) 大阪府警規十二頁など。
- (57) 前掲註(37) 警視庁解説九頁、大阪府警規十三頁など。また、警察庁・前掲註(37) 三頁も参照。
- (58) 前掲註(37) 警視庁解説九頁、岡山県警解説三十五頁など。また、檜垣・前掲註(31) 十八頁も参照。
- (59) 前掲註(37) 大阪府警規十三頁など。また、警察庁・前掲註(37) 三頁も参照。
- (60) 前掲註(37) 警視庁解説九頁、大阪府警規十二頁など。また、警察庁・前掲註(37) 三頁も参照。
- (61) 前掲註(37) 大阪府警規・十二頁など。

- (62) 前掲註(37) 警視庁解説十頁、大阪府警例規・十三頁など。また、警察庁・前掲註(37) 三頁も参照。
- (63) 前掲註(37) 警視庁解説十頁、大阪府警例規・十三頁など。また、警察庁・前掲註(37) 三頁、檜垣・前掲註(31) 十八頁、東京高判平成十五年三月五日判時一八六〇号一五四頁も参照。
- (64) 前掲註(37) 岡山県警解説三十五頁など。
- (65) 前掲註(37) 警視庁解説十一頁、大阪府警例規・十三頁など。また、警察庁・前掲註(37) 三・四頁も参照。
- (66) 前掲註(37) 大阪府警例規・十三頁など。また、警察庁・前掲註(37) 四頁も参照。
- (67) 前掲註(37) 警視庁解説十二頁、大阪府警例規十四頁など。また、警察庁・前掲註(37) 四頁、檜垣・前掲註(31) 十九頁も参照。
- (68) 前掲註(37) 岡山県警解説三十七頁など。
- (69) 前掲註(37) 警視庁解説十二頁、大阪府警例規十四頁など。また、警察庁・前掲註(37) 四頁も参照。
- (70) 前掲註(37) 警視庁解説十三頁、大阪府警例規十四頁など。また、警察庁・前掲註(37) 四頁、檜垣・前掲註(31) 十九頁も参照。
- (71) 前掲註(37) 警視庁解説十四頁、大阪府警例規十四頁など。また、警察庁・前掲註(37) 五頁、檜垣・前掲註(31) 二十頁も参照。
- (72) 前掲註(37) 警視庁解説十四頁、岡山県警解説三十七頁など。また、檜垣・前掲註(31) 二十頁も参照。
- (73) 前掲註(37) 警視庁解説十四頁、大阪府警例規十四頁など。また、警察庁・前掲註(37) 五頁も参照。
- (74) 前掲註(37) 警視庁解説四頁、岡山県警解説三十一頁など。また、警察庁・前掲註(37) 二頁も参照。
- (75) 前掲註(37) 大阪府警例規十一頁、北海道警解説五十四頁、千葉県警解説五十八頁など。
- (76) 前掲註(37) 大阪府警例規十一頁など。また、警察庁・前掲註(37) 五頁、檜垣・前掲註(31) 二十二頁、最決平成十七年十一月二十五日刑集五十九卷九号一八一九頁も参照。
- (77) 前掲註(37) 警視庁解説四頁、大阪府警例規十一頁、岡山県警解説三十二頁など。また、警察庁・前掲註(37) 五頁、檜垣・前掲註(31) 二十三頁も参照。

- (78) 前掲註(37) 大阪府警例規十六頁など。
- (79) 前掲註(37) 岡山県警解説七十三頁、大阪府警例規十六・十七頁など。
- (80) 四條北斗「ストリーキングに対する構成要件の正当化ないし正統化について」東北学院法学七十五号(二〇一四年)一四〇頁、瀬川晃「ストリーキングと刑事規制」産大法学三十四卷三号(二〇〇〇年)一一七頁など。
- (81) 田中成明『法学入門(新版)』(二〇一六年)八〇頁以下など参照。
- (82) 高橋直哉「犯罪化論の試み」法学新報一二二卷十一・十二号(二〇一五年)七頁。また、田中久美「不快な行為の法的規制―社会的迷惑行為を題材にして―」龍谷大学大学院法学研究一〇卷(二〇〇八年)一頁以下も参照。
- (83) 佐伯・前掲註(5) 九頁以下など参照。
- (84) 犯罪類型の法益侵害性が「名目的」なものであればあるほど、その処罰は行為者の人格ないし属性による処罰に近づくことを指摘するものとして、深町晋也「路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例と刑罰論―刑事立法学序説」立教法学七十九号(二〇一〇年)八十五頁以下、同「児童ポルノの単純所持規制について―刑事立法学による点検・整備」町野朔古稀記念上巻(二〇一四年)四八〇頁など参照。
- (85) たとえば、音響による「暴行」が肯定された事例として最判昭和二十九年八月二十日刑集八卷八号一二七七頁、また非接触型の「暴行」が肯定された事例として最決昭和三十九年一月二十八日刑集十八卷一号三十一頁など参照。
- (86) たとえば、殺人予備罪(二〇一条)の法定刑は「二年以下の懲役」(殺人罪は死刑又は無期若しくは五年以上の懲役)、強盗予備罪(二三七条)の法定刑は「二年以下の懲役」(強盗罪は五年以上の懲役)となっており、既遂罪と予備罪の法定刑にはかなりの開きがある。
- (87) ストーカー規制法研究会「わかりやすいストーカー規制法」(二〇〇二年)十六頁
- (88) たとえば、神戸地判平成十九年七月三日公判判例集未登載など参照。櫻庭・大場・前掲註(33) 一三八頁以下も参照。たとえば、自由法曹団東京支部・前掲註(7) など参照。
- (90) 拙稿「軽犯罪法一条二号にいう『正当な理由』の判断方法」久留米大学法学六十八号(二〇一三年)七十五頁以下。
- (91) 警察庁・前掲註(37) 五・六頁。

(92) 福岡高判平成二十八年七月五日判タ一四三一号一三八頁、大阪高判平成十六年八月五日高検速報一五八頁など。櫻庭・

大場・前掲註(33)一四二頁以下も参照。

(93) 内田博文『治安維持法の教訓―権利運動の制限と憲法改正』(二〇一六年)、同『治安維持法と共謀罪』(二〇一七年)なども参照。

(94) 内田・前掲註(6)参照。

(95) たとえば、「立川反戦ビラ事件最高裁判決を批判する法学者声明(二〇〇八年四月二十二日)」など参照。

(96) たとえば、自由法曹団東京支部・前掲註(7)によれば、迷惑防止条例によって、報道機関の取材活動や、市民が国会前や路上で国会議員の批判をすること、労働組合が社前集会で会社の批判をすることなどが規制されうるとする。

(97) 内田博文『刑法と戦争』(二〇一五年)は、現在の刑事法状況を「準戦時体制」と分析する。

(98) 治安維持法などの目的犯規定に対する「限定解釈」が無意味であることを示唆するものとして、内田・前掲註(93)など参照。